

◎新潟県告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字宮川字中町2284番から 同市西山町鬼王字前田152番1まで	新	(A)6.5～47.4メートル	4878.9メートル
柏崎市大字宮川字上町2317番2から 同市西山町鬼王字前田152番1まで		(B)7.5～92.5メートル	7509.1メートル
柏崎市大字宮川字中町2284番から 同市西山町鬼王字前田152番1まで	旧	(A)6.5～47.4メートル	4878.9メートル
柏崎市西山町鬼王字前田97番1から 同市西山町鬼王字前田152番1まで		(B)14.0～35.0メートル	131.6メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間一般国道116号、一般国道352号、県道鯨波宮川線、県道椎谷礼拝停車場線、県道向山西山停車場線、県道寺泊西山線と重用